

低入札価格調査の実施手順について

低入札価格調査実施要領に基づく低入札価格調査（以下「調査」という。）を実施する場合の手順は下記のとおりとする。

（調査の対象）

調査は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうちで、評価値の最も高い者（以下「落札候補者」という。）の入札額が調査基準価格未満で失格基準額以上であるときは、当該落札候補者（以下「調査対象者」という。）を対象に数値的判断基準、基本的判断基準の順に行う。

（調査の実施）

1 数値的判断基準の調査

入札書とともに提出された工事費内訳書により、数値的判断基準を審査する。

審査の結果、当該基準を満たす場合は、基本的判断基準の審査に必要な資料の提出を求める。

審査の結果、当該基準を下回る場合は無効とする。

2 基本的判断基準の調査

- ・ 提出資料： 低入札価格調査資料（様式2号～様式13-2号）
工事費内訳書（参考設計書の内訳までを記載したもの）
- ・ 提出期限： 提出を求めた日を含めて3日以内
（締切日が閉庁日の場合は、その直後の開庁日とする。）
- ・ 提出者： 数値的判断基準を満たした調査対象者

提出された低入札価格調査資料について基本的判断基準により審査・調査する。

調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認めるときは落札者と決定する。

調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないと認めるときは不落札とする。

注意事項

- ※ 提出期限までに資料の提出がない場合は、その者のした入札は無効とする。
- ※ 上記1、2の審査・調査の結果、調査対象者が無効又は不落札となった場合は次順位者に対し数値的判断基準、基本的判断基準について審査・調査を行う。
- ※ 解体工事については、当分の間、数値的判断基準の調査を行わない。